

平成 29 年 1 月 19 日

こども入園課

1. いちかわ保育ルームにおける卒園時の加点について

新設 いちかわ保育ルームを継続して 3 ヶ月以上利用し、対象年齢をもって認可保育所または認定こども園の入所の申し込みの場合（4 月利用調整時のみ）⇒+ 1 点

【理由】

平成 29 年 4 月より、新たにいちかわ保育ルームが 3 箇所開設するが、2 歳児として卒園する際に保育所等の申込みをしている場合は、利用しやすくなるよう配慮するもの。

【いちかわ保育ルームの概要】

◇趣旨

いちかわ保育ルームは、「待機児童対策緊急対応プラン」に基づき、保護者の多様な働き方を支援するため、パート労働者等の比較的就労時間が短い方を対象とし、公立の施設を活用して 1～2 歳児の保育を行うものである。

◇場所

- ・いちかわ保育ルーム市川（市川こども館）
- ・いちかわ保育ルーム大洲（大洲幼稚園）
- ・いちかわ保育ルーム南行徳（南行徳幼稚園）

◇定員

1～2 歳児、17 人程度

◇利用日時

月曜～金曜、午前 9 時～午後 5 時

2. 小規模保育事業における卒園時の加点について

現行	変更後
5 歳児クラスを持たない市内の認可保育園に継続して 3 ヶ月以上入所している、または、市内の家庭的保育事業等を継続して 3 ヶ月以上利用し、対象年齢をもって認可保育所、または認定こども園への入所の申し込みの場合（4 月利用調整時のみ）⇒+ 5 点	5 歳児クラスを持たない市内の認可保育所に継続して 3 ヶ月以上入所している、または、市内の家庭的保育事業、または <u>小規模保育事業</u> を継続して 3 ヶ月以上利用し、対象年齢をもって認可保育所、または認定こども園への入所の申し込みの場合（4 月利用調整時のみ）⇒+ 5 点

【理由】

平成 29 年 4 月より、新たに小規模保育事業が 7 箇所開設するが、2 歳児として卒園する際に保育所等の申込みをしている場合は、円滑に利用できるよう配慮するもの。

3. 小規模保育事業におけるきょうだいの加点について

新設 小規模保育事業の入所を申込む際、他のきょうだいとその小規模保育事業の連携施設である幼稚園の預かり保育を利用しているとき⇒＋３点

【理由】

入所を希望する保育所等にきょうだいがいる場合は加点しているが、幼稚園が小規模保育事業を併設している場合、きょうだいが同一施設に通園しているとみなして加点するもの。

【小規模保育事業の概要】

◇趣旨

小規模保育事業は、平成 27 年度から始まった子ども子育て支援新制度の中で、新たに作られた事業として、0 歳児から 2 歳児を対象に、定員 6 人以上 19 人以下で保育を行うものであり、少人数ならではのきめ細やかな保育が期待されている。

◇施設

上記の「小規模保育事業におけるきょうだいの加点」対象は、☆印の施設です。

- ・ミルキーホーム本八幡きた園（八幡 2 丁目）
- ・ナーサリーゆめの木平田（平田 2 丁目）
- ・フロンティア保育園市川南（市川南 1 丁目）
- ☆宮久保幼稚園 0 1 2（宮久保 6 丁目）
- ☆原木スマイルナーサリー（原木 1 丁目）
- ・ひなた保育園（行徳駅前 2 丁目）
- ・みなみぎょうとく笑顔保育園（南行徳 1 丁目）

4 保育所入所不承諾通知書の名称等の変更について

市川第 ー 号 平成 年 月 日 現行 市川市保育園入園不承諾通知書 様 市川市長 大久保 博 申込みのありました保育園の入園につきましては、下記の理由により承諾できませんので通知します。 記 申込児童の氏名 (平成 年 月 日生) (理由) 平成 年 月利用調整会議において、希望園の状況により、受入れに余裕がないため。	市川第 ー 号 平成 年 月 日 変更後 市川市保育所入所保留通知書 様 市川市長 大久保 博 申込みのありました保育所の入所につきましては、下記の理由により保留となりましたので通知します。 記 申込児童の氏名 (平成 年 月 日生) (理由) 平成 年 月利用調整会議において、希望保育所の状況により、受入れに余裕がないため。 (保留の有効期限) 平成 年 月 日
---	--

【理由】

国からの通知に基づき、保護者の心情に配慮するため、「不承諾」を「保留」と改めるもの。